

令和4年度しずおかスポーツフェスティバル事務手続きの課題と  
来年度の変更点について

1 実績報告書類で多い不備の事例

科目	書類名	不備内容
諸謝金	従事確認書兼領収書 謝金規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従事時間等の必要事項が未記載。</li> <li>・ 受領印が薄く見えない。</li> <li>・ 謝金規定と支払った謝金が異なる。</li> <li>・ 同じ従事内容で謝金が異なる。</li> <li>・ 市町スポーツ（体育）協会の確認印がない。</li> </ul>
借料及び 損料	使用許可証等 現金払い理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収印が薄く見えない。</li> <li>・ 使用許可証、料金表等の必要書類が未提出。</li> <li>・ 料金表等から請求金額が算出できない。</li> <li>・ 振込ができる施設の現金払い理由書が添付されている。</li> </ul>
手数料	収支決算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行振込手数料が計上されていない。</li> </ul>
全般	領収書 レシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品名が未記載。</li> <li>・ 領収日、店舗名、商品名が見えない。</li> <li>・ 商品名が不明。</li> </ul>
—	参加人数報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧様式を使用している。</li> </ul>

※令和5年度より、支出証拠書類が不備の場合は、経費から除外することがあります。

2 実績報告書類の提出期限

実績報告書類の確認を分散して行うため、令和4年度は提出期限を3区分としたが、10月開催の大会が多く提出が集中した。

このため、令和5年度は提出期限を4区分とする。

○令和4年度

区分	提出期限	種目数
8月までに終了した大会	9月15日	17
11月までに終了した大会	12月15日	92
12月以降に終了した大会	大会終了後10日	10

○令和5年度

区分	提出期限
8月までに終了した大会	9月15日
10月までに終了した大会	11月15日
11月までに終了した大会	12月15日
12月以降に終了した大会	大会終了後10日

※令和5年度より、提出期限を過ぎた場合は、補助できない可能性があります。

3 収支予算書、決算書の見直し

現様式と日本スポーツ振興センターへの報告の様式が異なっているため修正を行う。

4 大会の実施状況が分かる写真データの提出

大会実施の証拠書類として、開催状況が分かる写真データの提出を追加する。

助成を受けているスポーツ振興くじのPRのため、大会において横断幕の掲示等を行う。なお、実施時期については、横断幕の貸出等が必要となるため、貸出方法等の検討終了後に改めて連絡する。